

# 保健福祉課 住民生活課からのお知らせ

保険衛生チーム Tel 0994-22-3041 

### ■ 結婚 50 周年の皆様 お早めにお申し出を

本町では、結婚50年目を経過し、夫婦共に健在の方々を対象に合同金婚式を行います。 対象者については、役場でも調査をいたしますが、婚姻後、本町に転入された方々、本籍地が町外にあ る等の方々は調査できませんので、8月2日(金)までに必ずご連絡ください。

#### ● 対象者

- ①昭和 38 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに婚姻届を提出し夫婦ともに健在の方々
- ②結婚当時の事情で届け出が遅れた方々で、第1子が昭和38年中に出生している場合は該当します。 詳細につきましては、福祉チーム・民生チームまでお問い合わせください。

### ■ 錦江町介護タクシー利用助成事業について

この事業は、重度身体障害者が介護タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成し、重度身体障 害者の医療、介護を手助けすることを目的として平成 25 年 4 月から助成が始まっています。

- ●対象者…この事業の助成を受けることのできる方々は、次の各号のいずれにも該当する方です。
  - (1) 本町に住所を有すること。
  - (2) 重度身体障害者(身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で同法施行規 則別表第5号の1級に該当する障害を有する者)であり、介護タクシー利用時において座席シー トに乗り換えることができず、車いす・ストレッチャーに乗車したままの状態でなければ介護タク シーに乗れない方
  - ※上記に該当する方でも、住民税の所得割の世帯合計額が一定額以上の方については助成されない場 合があります。
- ●助成内容…介護タクシーを利用して移動する場合に要する当該介護タクシーの運賃で、1回の利用 に係るタクシー料金のうち 1.000 円を助成 1 年間 24 回が限度

その他詳細については、福祉チーム・民生チームまでお問い合わせください。

### ■ 国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証の一斉更新のお知らせ

現在お手持ちの保険証の有効期限は平成25年7月31日までです。8月からの新しい保険証を郵送します。

●郵送時期・方法…平成25年7月下旬までに同一世帯加入者まとめて、世帯主様宛に「特定記録郵便」 で郵送します。

#### 【保険証が届いたら】

保険証は一人一枚、台紙に張り付いています。記載事項に間違いがないかご確認のうえ、台紙からは がして平成25年8月1日から、大切に使用してください。

有効期限が過ぎた保険証は、役場本庁保健福祉課・支所住民生活課へ返却されるか、ご自身で細かく ハサミをいれるなどして確実に処分してください。

#### 【注意事項・その他】

- ・滞納があると、郵送されず別途通知のうえ役場にて納税相談により交付となります。
- ・国民健康保険から勤務先の健康保険等に切り替えて、役場へ届出をされていない方は二重加入と なっていますので、早急に国民健康保険をやめる手続きをしてください。

その他詳細については、保険衛生チーム・民生チームまでお問い合わせください。

## ■ 子宮頸がんワクチン予防接種について

6月14日付で子宮頸がんワクチン予防接種後の副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報 提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではない(対象者への個別通知等をしない)との 勧告が厚生労働省からありました。変更等は以下のとおりとなります。

	従 来	今回の変更以降
役場からの対象者への個別通知	$\circ$	×(送付しません)
広報誌での周知	$\circ$	$\circ$
子宮頸がんワクチン	定期接種としての扱い	定期接種としての扱い

上記の表のとおり、子宮頸がんワクチン予防接種は、定期予防接種の扱いとなりますが、役場から個別 通知等は致しませんので、ご了承ください。

今回の措置については別途学校関係者及び対象者の方へは通知を致しますので内容等をご確認ください。 なお、子宮頸がんワクチン予防接種のことについてご不明な点がありましたら保険衛生チーム・民生 チームまでお問い合わせください。